住所　大阪市生野区鶴橋４丁目11番31号
　李和香　昭和51年２月４日生
住所　大阪市東住吉区杭全１丁目11番19号
　夫貴仁　平成元年11月６日生
住所　大阪市都島区毛馬町５丁目２番17号
　朴利光　昭和44年２月17日生
住所　大阪市生野区田島５丁目23番27号
　康佳奈　昭和51年９月17日生
　康久美子　昭和55年12月16日生
住所　大阪市西成区岸里３丁目１番28―601号
　銭鋒鋒　昭和57年８月９日生
住所　大分県別府市浜脇２丁目１番12号
　梁**直**美　昭和42年２月３日生
住所　静岡県駿東郡長泉町本宿570番地２
　邵冬梅　昭和42年11月27日生
住所　浜松市浜北区寺島1730番地６
　段文艶　昭和57年10月29日生
住所　静岡県磐田市中泉2016番地18
　張瀟　昭和57年２月８日生
住所　静岡県掛川市下垂木1974番地１
　ジュリー・ケイコ・フクダ　平成７年３月６日生
住所　静岡県御前崎市佐倉1850番地22
　アンデルソン・クリスチアノ・アキヒト・アキヤマ　昭和63年11月18日生
住所　静岡県沼津市下河原町34番地
　董春升　昭和44年10月18日生
住所　静岡県湖西市風の杜１番地４
　トラン・フク　平成７年12月16日生
住所　京都市北区等持院南町63番地２
　デイジ・サトウ　平成７年５月16日生
住所　千葉県柏市篠籠田1070番地２
　権明玉　昭和48年９月19日生
住所　東京都西東京市北町４丁目８番３号
　マガリ・ミユキ・タカハシ　昭和43年７月13日生
住所　東京都世田谷区羽根木２丁目１番１―202号
　丁水晩　昭和52年５月９日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地４
　任貴蘭　昭和52年５月16日生
住所　浜松市中区千歳町103番地
　黄仙一郎　昭和16年８月28日生
　安明子　昭和28年４月12日生
住所　大分市大字宮崎1229番地41
　李陽子　昭和40年９月12日生
住所　長崎県佐世保市吉井町吉元104番地
　金鎮淑　昭和46年11月８日生
住所　山口県周南市大字久米3307番地
　李賢一　昭和56年７月４日生
住所　富山県高岡市福岡町江尻692番地
　王暁炎　昭和48年10月３日生
住所　東京都新宿区矢来町44番地２
　マイケル・カツヒロ・スズキ　昭和36年２月27日生
住所　埼玉県蕨市南町３丁目26番15号
　何惠　昭和63年３月２日生
住所　埼玉県川口市戸塚３丁目４番14号
　金龍哉　平成元年１月17日生
住所　さいたま市北区日進町２丁目253番地
　孫麗奈　昭和59年６月５日生
住所　茨城県守谷市御所ケ丘２丁目20番地10
　パトリック・リチャード・ネビン　昭和49年７月13日生
住所　茨城県つくば市若葉４番地55
　趙玄素　平成２年11月16日生
住所　千葉県習志野市鷺沼２丁目７番16号
　ヨシアキ・ロドリゴ・ヤギ・アレナス　平成７年７月20日生
住所　群馬県高崎市下斎田町539番地５
　陳敏　昭和52年９月16日生
住所　徳島市佐古八番町８番１―５号
　鄭一美　昭和50年10月29日生
住所　横浜市鶴見区東寺尾３丁目１番32号
　ホイピン・アサカ　昭和43年１月27日生
住所　横浜市旭区中沢１丁目33番13号
　金恵子　昭和42年８月28日生
住所　横浜市港南区港南台９丁目29番２号
　金英里　昭和50年５月27日生

○財務省告示第三百三十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補填金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を指定する件（平成二十八年七月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月三十日から適用する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

第一項中「不要漁船処理費交付金」の下に「（当該不要漁船処理費交付金と併せ入善漁業協同組合又は富山県鰹鱒漁業協同組合から交付された交付金で、当該不要漁船処理費交付金と同一の目的を有するものを含む。以下「不要漁船処理費交付金と同一の金等」という。）」を加え、第二項第二号中「前項に規定する不要漁船処理費交付金のうち同項」を「不要漁船処理費交付金等のうち前項」に改め、第三項中「第一項に規定する不要漁船処理費交付金」を「不要漁船処理費交付金等」に改める。

○財務省告示第三百三十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量）及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の下欄に掲げる数量とする。

表関税第一暫定措置法名別	輸入数量
一	○トン
二	○トン
一四の二	三七七、八三一トン
一四	六九九、六五〇トン
一三	三、二〇一、九〇五トン
一二	三九、二八〇トン
一一	九、五九九トン
一〇	五、二九二トン
九	二五、〇五八トン
八	三・二トン
七	七トン
六	二〇二トン
五	七二四トン
四	一八、三五八トン
三	二〇トン

二九	二一八トン
二八	二トン
二七	九、八六一トン
二六	二、八三〇トン
二五	○トン
二四	六二トン
二三	三、五四六トン
二二	一三五トン
二一	一六、二三六トン
二〇	四七二トン
一九	七七二トン
一八	九、八六七トン
一七	六九、五五二トン
一六	二、八三一トン
一五	三四九トン